4　第二項第一号に定める方法により免税酒類を購入した者は、本邦から出国する際又は居住者（法第八十七条の六第三項に規定する居住者をいう。）となる際に、その出港地を所轄する税関長又はその住所若しくは居所の所在地を所轄する税務署長に同号イに規定する購入の事実を記載した書類を提出しなければならない。

5　第二項第二号の規定により免税酒類の引渡しを受けた国際第二種貨物利用運送事業者は、財務省令で定めるところにより、当該免税酒類の運送契約に係る財務省令で定める書類を保存しなければならない。

6　非居住者が第二項第二号に定める方法により購入した免税酒類については、当該非居住者が当該免税酒類を国際第二種貨物利用運送事業者（その代理人を含む。）に引き渡した日に輸出したものとみなして、法第八十七条の六第三項の規定を適用する。

7　第二項第二号に規定する運送契約を締結した国際第二種貨物利用運送事業者が、当該運送契約に違反して免税酒類を輸出しないときは、前項の規定は、適用しない。この場合における法第八十七条の六第三項及び第六項の規定の適用については、同条第三項中「輸出酒類販売場において第一項に規定する酒類を同項に規定する方法により購入した非居住者が、本邦から出国する日（その者が居住者（外国為替及び外国貿易法第六条第一項第五号に規定する居住者をいう。以下この項において同じ。）となる場合には、当該居住者となる日）までに当該酒類」とあるのは「租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第四十六条の八の二第二項第二号に規定する運送契約を締結した同号に規定する国際第二種貨物利用運送事業者（以下この項において「国際第二種貨物利用運送事業者」という。）が、当該運送契約に違反して当該運送契約に係る第一項に規定する酒類」と、「その出港地を所轄する税関長（その者が居住者となる場合には、そのなる時におけるその者の住所又は居所の所在地を所轄する税務署長。以下この項において同じ。）は、その者」とあるのは「当該国際第二種貨物利用運送事業者の消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）第十八条第十二項の規定により読み替えられた消費税法第二十七条第一項に規定する資産の譲渡等及び特定仕入れに係る納税地（第六項において「消費税に係る納税地」という。）を所轄する税務署長は、当該国際第二種貨物利用運送事業者」と、「当該税関長」とあるのは「当該税務署長」と、「その者から」とあるのは「当該国際第二種貨物利用運送事業者から」と、同条第六項中「第三項本文」とあるのは「租税特別措置法施行令第四十六条の八の二第七項の規定により読み替えられた第三項本文」と、「出港地又は住所若しくは居所の所在地」とあるのは「国際第二種貨物利用運送事業者の消費税に係る納税地」とする。

8　第二項各号に規定する書類の記載事項その他第一項から第四項までの規定の適用に関し必要な事項は、財務省令で定める。

（輸出酒類販売場における購入明細書）

第四十六条の八の三　法第八十七条の六第二項に規定する政令で定める書類は、前条第二項第一号ロに規定する購入した日から三十日以内に輸出する旨を誓約する書類又は同項第二号ロに規定する財務省令で定める書類に基づき、次に掲げる事項を記載した書類とする。

一　当該免税酒類の税率の適用区分（品目を含む。）及び当該区分ごとの数量

二　非居住者が当該免税酒類を購入した年月日（前条第二項第二号に掲げる場合にあつては、当該免税酒類の輸出に係る運送契約が締結された年月日）

三　当該免税酒類が、前条第二項第二号に定める方法により購入されたものであるときは、当該免税酒類の輸出に係る運送契約を締結した国際第二種貨物利用運送事業者の住所及び氏名又は名称

四　その他参考となるべき事項

（輸出酒類販売場の許可に関する手続等）

第四十六条の八の四　法第八十七条の六第七項の許可を受けようとする酒類製造者は、財務省令で定める事項を記載した申請書に財務省令で定める書類を添付して、当該酒類製造者の酒類の製造場の所在地を所轄する税務署長に提出しなければならない。この場合において、当該酒類製造者が消費税法施行令第十八条の二第一項の申請書（以下この項において「輸出物品販売場許可申請書」という。）を併せて提出するとき（輸出物品販売場許可申請書を提出すべき税務署長と当該酒類の製造場の所在地を所轄する税務署長とが異なる場合に限る。）は、輸出物品販売場許可申請書を提出すべき税務署長を経由して提出することができる。

2　税務署長は、前項前段の申請書の提出があつた場合には、遅滞なく、これを審査し、法第八十七条の六第七項の許可をし、又は次の各号に掲げる要件のいずれかを満たさないときは、その申請を却下する。

一　法第八十七条の六第七項の許可を受けようとする酒類製造者が、同項第一号に掲げる酒類製造者であること。

二　法第八十七条の六第七項の許可を受けようとする酒類製造者が、酒税法第十条第三号から第五号まで又は第七号から第八号までに規定する者でないこと。

三　法第八十七条の六第七項の許可を受けようとする酒類の製造場が、同項第二号に掲げる酒類の製造場であること。

3　法第八十七条の六第七項第二号に規定する政令で定める場所は、次に掲げる要件のいずれにも該当する場所とする。

一　法第八十七条の六第七項第一号に掲げる酒類製造者が酒税法第二十八条第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定により設置の許可を受けた酒類の蔵置場であること。

二　前号の蔵置場の所在地と同号の酒類製造者の酒類の製造場の所在地が同一の税務署の管轄区域内にあり、かつ、同一の市町村（特別区を含むものとし、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区又は総合区とする。）の区域内にあること。

4　税務署長は、法第八十七条の六第九項若しくは第十項又は第二項の処分をするときは、その処分に係る酒類製造者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

5　法第八十七条の六第七項の許可を受けた酒類製造者は、当該許可に係る輸出酒類販売場において同条第一項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、そのやめようとする日その他財務省令で定める事項を記載した届出書を当該輸出酒類販売場の所在地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

6　法第八十七条の六第七項の許可を受けた酒類製造者が、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、同項の許可は、当該各号に定める日限り、その効力を失う。

一　前項の届出書を同項の税務署長に提出した場合　当該届出書に記載された法第八十七条の六第一項の規定の適用を受けることをやめようとする日

二　当該輸出酒類販売場である輸出物品販売場（法第八十七条の六第七項第二号に規定する輸出物品販売場をいう。）につき消費税法施行令第十八条の二第十六項の届出書を同項の税務署長に提出した場合　当該届出書に記載された消費税法第八条第一項の規定の適用を受けることをやめようとする日

三　当該輸出酒類販売場である酒類の製造場における全ての品目の酒類の製造免許につき次に掲げる場合のいずれかに該当する場合　それぞれ次に定める日

イ　酒税法第七条第四項の規定により当該酒類の製造免許に付された期限（同条第五項の規定により当該期限が延長された場合には、その延長後の期限）が経過した場合　当該期限が経過する日

ロ　当該酒類の製造免許が酒税法第十二条の規定により取り消され、又は同法第十七条第一項の規定による申請に基づき取り消された場合　当該酒類の製造免許が取り消された日

ハ　法人である当該酒類製造者の合併又は解散により当該酒類の製造免許が消滅した場合　当該酒類の製造免許が消滅する日

ニ　個人である当該酒類製造者の相続に係る相続人につき酒税法第十九条第二項の規定の適用がない場合　当該相続があつた日